

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

- 日 時 令和7年（2025年）11月20日（木） 午後8時45分～午後9時15分
- 場 所 市役所本館 塔屋会議室
- 出席者 組合側：執行委員長以下約20名
市側：小山副市長、総合教育部長、総務部次長、人事課長、
上下水道総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（職員課 課長代理）
- 課 題 「2025年賃金確定重点要求書」、「2025年年末一時金要求書」に基づく交渉（3回目）

＜交渉内容要旨＞

I. 最終回答について

組 合	市
・ 11月5日及び13日に行った計2回の交渉を踏まえ、我々の要求に対する回答を求める。	・ 現在、本市が置かれている状況等を総合的に勘案し、以下の内容をもって最終回答とする。

【最終回答内容（抜粋）】

1. 正職員等の給与改定

- 給料表の増額改定（令和7年4月1日遡及適用）
行政職給料表の適用を受ける職員における平均改定率：3.32%
他の給料表についても、行政職給料表の改定に準じて改定を行う。
- 期末・勤勉手当の引上げ（年間0.05月分）（令和7年12月1日適用）
- 地域手当率の改定（実施日：令和8年度4月1日）
現行11%を12%に改定。
- 扶養手当（月額）の改定（実施日：令和8年度4月1日）
配偶者に係る手当を廃止し、子に係る手当額を13,000円に引上げ。
- 通勤手当の改定

（実施日：①令和7年4月1日遡及適用、②令和8年度4月1日、③令和8年度10月1日）
①交通用具使用者に対する通勤手当の支給額を、現行から最大7,100円までの範囲で引上げ。
②100km以上を上限とする新たな距離区分（5km刻み。上限66,400円）と、1ヶ月当たり5,000円を上限とする駐車場等の利用に対する通勤手当を新設。
③採用や異動の日から適時適切に通勤手当を支給できるよう措置。

2. 任期付職員の給与改定

- 給料表の増額改定（令和7年4月1日遡及適用）
任期付常勤職員及び任期付短時間勤務職員が適用を受ける給料表について、令和7年人事院勧告を考慮した改定を行う。
- 期末・勤勉手当の引上げ（年間0.05月分）（令和7年12月1日適用）

【次頁に続く】

3. 会計年度任用職員の給与改定

(1) 紙料表の増額改定（通年任用は令和7年4月1日遡及適用）

会計年度任用職員が適用を受ける給料表について、令和7年人事院勧告を考慮した改定を行う。通年任用については、実施日を令和7年4月1日とし、短期任用については、実施日を令和8年4月1日とする。

(2) 期末・勤勉手当の引上げ（年間0.05月分）（令和7年12月1日適用）

4. 休暇制度の改正

(1) 短期任用の会計年度任用職員に係る休暇（実施日：令和8年4月1日）

職業生活と家庭生活との両立支援及び処遇改善の観点から、短期介護休暇、看護等休暇、交通機関事故休暇及び親族死亡休暇を新設（いずれも無給）。

(2) 住居滅失等休暇（実施日：令和8年4月1日）

今般、国家公務員において住居滅失等休暇の取り扱いが改められたことを踏まえ、本休暇の取得対象事由について、人事院規則に準じた見直しを実施。

5. 係長及び監督の処遇の見直し（実施日：令和8年4月1日）

係長及び監督の期末・勤勉手当の役職加算率について、現行7.5%を8.0%に改定。

6. 退職制度の見直し（実施日：令和9年4月1日）

離職防止の観点から、勧奨退職制度を廃止して定年前早期退職制度に統合するとともに、定年前早期退職に係る退職手当について、支給率を引き続き普通退職ではなく定年退職と同じとする取り扱いを継続し、国家公務員に準じた勤続年数の取り扱いへの変更、割増加算措置の廃止、退職日の年度末への一本化を実施。

7. 退職した職員の再採用制度の創設

育児・介護等が理由でやむを得ず退職した職員の再採用について、今年度中に制度を構築し、幅広い職種を対象に採用試験を実施。

以上